

議案第 9 1 号

狭山市下水道条例等の一部を改正する条例

(狭山市下水道条例の一部改正)

第 1 条 狭山市下水道条例 (昭和 4 9 年条例第 4 0 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長 (以下「管理者」という。) 」に改める。

第 5 条第 2 号中「規則で」を「管理者が別に」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「市長」を「管理者」に改める。

第 7 条第 1 項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 8 条中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 8 条の 2 中「市長」を「管理者」に改める。

第 9 条第 1 項中「市長」を「管理者」に、「市の職員」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改め、同条第 3 項中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第 1 1 条第 2 項及び第 1 1 条の 2 第 3 項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「規則で」を「管理者が別に」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改め、同条第 3 項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 1 3 条及び第 1 4 条第 2 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 1 5 条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第 1 5 条の 2 第 3 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「規則で」を「管理者が別に」に改め、同条第 2 項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第 3 項中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第 1 7 条中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第 1 9 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 2 1 条第 1 項中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 2 2 条第 2 項及び第 2 3 条中「市長」を「管理者」に改める。

第24条第1項中「市」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則で」を「管理者が別に」に改め、同条第4項中「市長」を「管理者」に改める。

第25条第2項第2号中「規則で」を「管理者が別に」に改め、同項第3号中「市長」を「管理者」に改める。

第27条、第27条の3及び第27条の5中「市長」を「管理者」に改める。

第28条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第30条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市」を「管理者」に改める。

第31条及び第34条中「市長」を「管理者」に改める。

第35条中「市」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第36条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

(狭山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 狭山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和50年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第3条、第6条第1項から第3項まで、第7条第1項及び第3項、第8条、第9条第2項、第10条、第11条並びに第12条中「市長」を「管理者」に改める。

第13条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

(狭山市公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部改正)

第3条 狭山市公共下水道事業受益者分担金に関する条例(平成4年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第3条、第6条第1項から第3項まで、第7条第1項及び第3項、第8条、第9条第2項、第10条、第11条並びに第12条中「市長」を「管理者」に改める。

第13条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

(狭山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 狭山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条中「管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長

(以下「管理者」という。)」に改める。

(狭山市水道事業給水条例の一部改正)

第5条 狭山市水道事業給水条例(平成10年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「管理者」を「水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により市長がした処分、通知その他の行為は、この条例の施行後は、この条例による改正後のそれぞれの条例(以下「改正後の条例」という。)の相当規定により管理者がした処分、通知その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定によりされている申請、届出その他の行為は、この条例の施行後は、改正後の条例の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前に改正前の条例の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この条例の施行日前にその手続がされていないものについては、この条例の施行後は、改正後の条例の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、改正後の規定を適用する。

平成22年11月25日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

下水道事業に地方公営企業法の規定を適用させることに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。